

(平成22年10月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年12月21日から45年11月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を45年11月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、44年12月から45年3月までは2万4,000円、45年4月から同年10月までは3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月21日から49年4月まで
② 昭和49年5月から53年4月まで

私は、A社にウェ이터として勤務していた期間のうち申立期間①が、B社が展開するレストランに勤務していた申立期間②が、それぞれ厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和44年5月21日から45年11月20日まで、雇用保険に加入（事業所名は不明）していることが確認できるところ、オンライン記録によると、申立人は、44年7月1日から同年12月21日まで、A社で厚生年金保険に加入していることが確認できることから判断すると、当該雇用保険加入記録は同社におけるものと認められる。

また、オンライン記録により、申立期間①当時、A社で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、かつ申立人と同職種（ウェ이터）とされている同僚の厚生年金保険加入期間は、雇用保険加入期間と一致していることが確認できる上、当時の同社の経理担当者は、「雇用保険加入期間であれば、通常、厚生年金保険にも加入させていたはずである。」旨を供述している

ことから、申立人についても、同社で雇用保険に加入していた期間について、当該同僚と同様、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和44年12月21日から45年11月21日まで、A社に勤務し、44年12月から45年10月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年11月のオンライン記録及び申立人と同年代かつ同職種の同僚の同社の事業所別被保険者名簿の記録から、44年12月から45年3月までは2万4,000円、45年4月から同年10月までは3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和44年12月21日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る44年12月から45年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間①のうち、昭和45年11月21日から49年4月までの期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無等について、当時の同僚等からの供述は得られない上、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間②について、申立人は、勤務していた事業所は「B社」である旨主張しているところ、申立人から店舗名の挙がったレストラン及び関係者等の供述から判断すると、申立人が勤務していたと主張する事業所は「C社」であることが推認できるものの、当時の同僚等からは、申立人が同社に勤務していた旨の供述は得られず、申立期間②における申立人の勤務実態等は確認できない。

また、オンライン記録によると、C社の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は、昭和61年4月1日とされており、申立期間②は厚生年

金保険の適用事業所として確認できない上、同社は、「当社は、厚生年金保険の適用事業所となった昭和 61 年 4 月 1 日まで、関連会社も含めて厚生年金保険には加入していなかった。」旨を供述している。

さらに、申立期間②当時、申立人が住民登録地としていた市町村の記録によると、申立人は、申立期間②のうち、昭和 50 年 9 月 1 日から 53 年 4 月まで、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和 45 年 11 月 21 日から 49 年 4 月までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月及び平成元年 1 月、2 年 6 月並びに 4 年 6 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 12 月及び平成元年 1 月
② 平成 2 年 6 月
③ 平成 4 年 6 月から同年 10 月まで

私は、明確な記憶は無いが、勤務していた事業所の退職を契機に国民年金に加入した上、未納となる期間が無くなるよう、国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶があるにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 6 年 12 月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間①、②及び③の国民年金保険料は時効により納付できない期間である上、オンライン記録によると、申立期間②及び③は、平成 6 年 12 月 15 日に国民年金の被保険者資格記録が追加されていることが確認でき、当該追加時点までは未加入期間とされているほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと述べているが、国民年金の加入手続をした時期及び国民年金保険料を納付した回数や納付金額について記憶が明確でない上、オンライン記録及び市町村の国民年金収滞納一覧表によれば、平成 4 年 11 月から 5 年 3 月分までの国民年金保険料は過年度納付され、6 年 4 月から同年 12 月分までは 7 年 1 月に、同年 1 月及び 2 月分は同年 4 月に、それぞれ現年度納付されており、いずれもさかのぼって納付されていることが確認できることから、申立人は、当該期

間の国民年金保険料について、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したものと誤認している可能性がうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 9 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月から 59 年 3 月まで

私は、20 歳になったころ、私の父親が国民年金の加入手続を行うとともに、金融機関で納付書又は口座振替により国民年金保険料を納付していたはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 1 月 8 日に A 市において払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、56 年 9 月から 57 年 9 月までの期間は時効により納付できない期間であり、57 年 10 月から 59 年 3 月までの期間は過年度納付によることとなるところ、申立人の父親が納付していたと主張する金融機関は国庫金歳入代理店ではなく、また、口座振替によっても、過年度保険料は納付できなかったものと考えられるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、戸籍謄本の附票によると、申立人は、20 歳のころは A 市とは別の市に居住していたことが確認できる上、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとされる申立人の父親も、「申立人の国民年金の加入手続は、申立人が A 市に戻って来てから行ったことを思い出した。」旨を供述している。

さらに、申立人の父親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月31日から27年4月まで

私は、昭和26年4月に、それまで勤務していたA組合からB組合に異動(出向)し、27年4月まで勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

なお、当時、B組合とA組合は、同じ建物内にあったことを記憶している。

第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚の供述から、申立人は、昭和26年4月に、それまで勤務していたA組合からB組合に勤務することとなり、同事業所に27年4月まで勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、B組合は、申立期間及びそれ以外の期間も含めて、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、A組合の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を見ると、B組合での上司であり、かつ唯一の同僚であったとして申立人が氏名を記憶する同僚も、申立人と同様、昭和26年3月31日にA組合で厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、オンライン記録を見ても、申立期間において当該同僚が厚生年金保険に加入した記録は確認できない。

さらに、オンライン記録等により、申立期間当時、A組合で厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚は、「当時、B組合の2人の職員の給与については、A組合で一緒に計算していたと思うが、厚生年金保険の取扱いについては別であったかもしれない。」旨を供述している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。